第６章 介護保険等対象サービスの充実

１．介護サービス体系

今回の制度改正により、地域密着型サービスに新たに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「複合型サービス」が創設されています。

図表　介護サービス体系（平成 24 年度～）

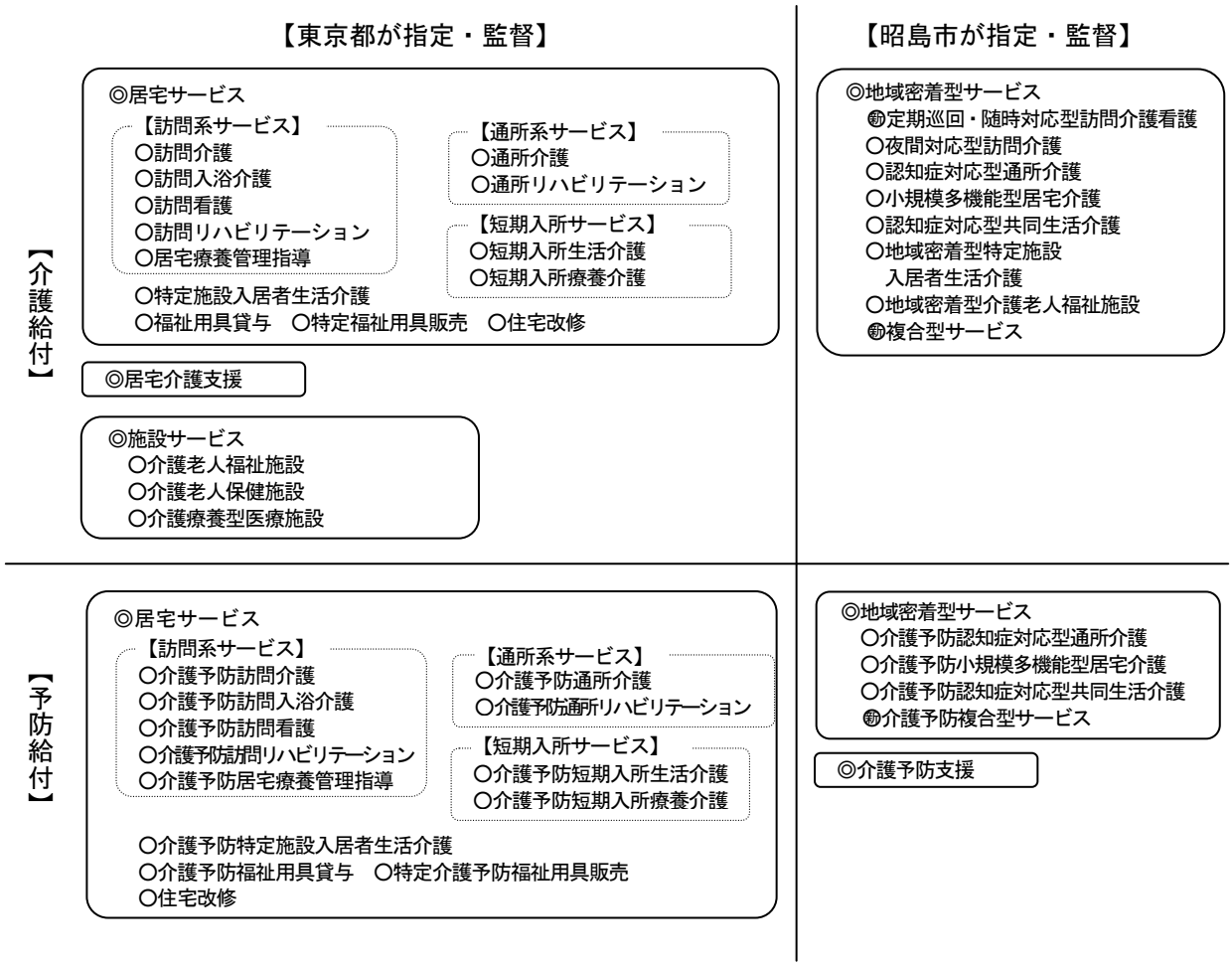

２．介護保険事業の現状

（１）利用者数

介護保険の利用者数（受給者数ベース）をみると、一貫して増加基調が続いています。

各サービス分類別の利用者数の推移をみると、居宅、地域密着型、施設いずれのサービス類型でも増加基調が続いていますが、施設よりも居宅や地域密着型サービスの伸びが高くなっており、居宅サービス利用者の占める割合が高くなってきています。

図表　サービス分類別利用者数（受給者数）の推移

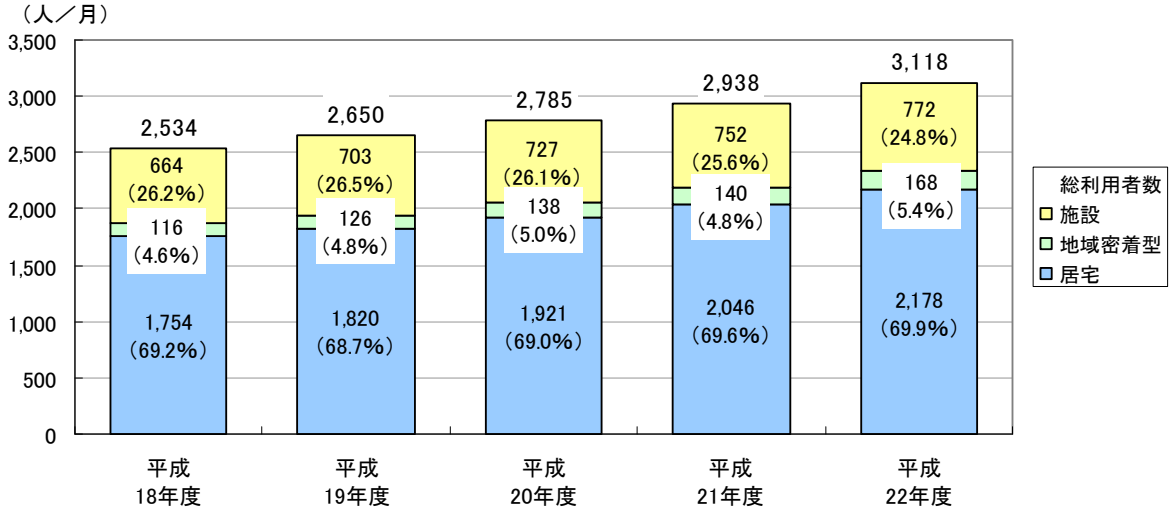

資料：介護保険事業状況報告（以下同じ。）

注：小数点以下の端数処理の関係で合計値が合わない場合がある（以下同じ。）。

（２）給付費

介護保険の給付費でみても、増加傾向が続いています。

分類別にみると、居宅の伸びが顕著になっており、その割合も高くなってきています。

図表　サービス分類別給付費の推移

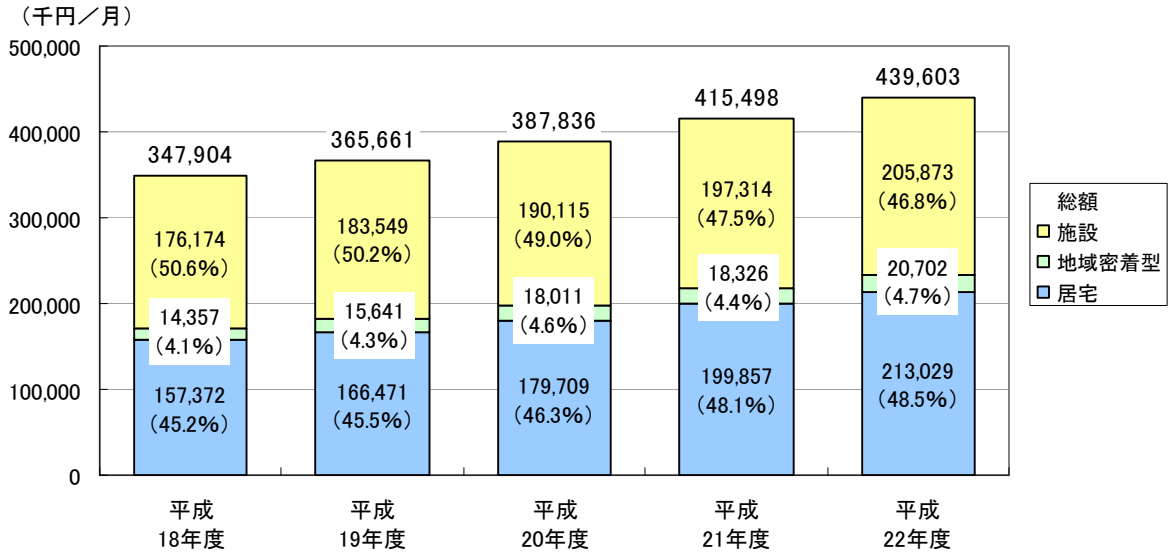

（３） １人当たりの給付費

居宅サービスの１人当たりの給付費（月平均）の推移をみると、平成 18 年度には月平均で 90 千円であったものが、平成 22 年度には 98 千円と、9%近く伸びています。

施設サービスは、平成 18 年度以降は 26 万円台で安定的に推移しています。

地域密着型サービスについても、12～13 万円程度で比較的安定的に推移しています。

図表　サービス分類別１人当たり給付費の推移

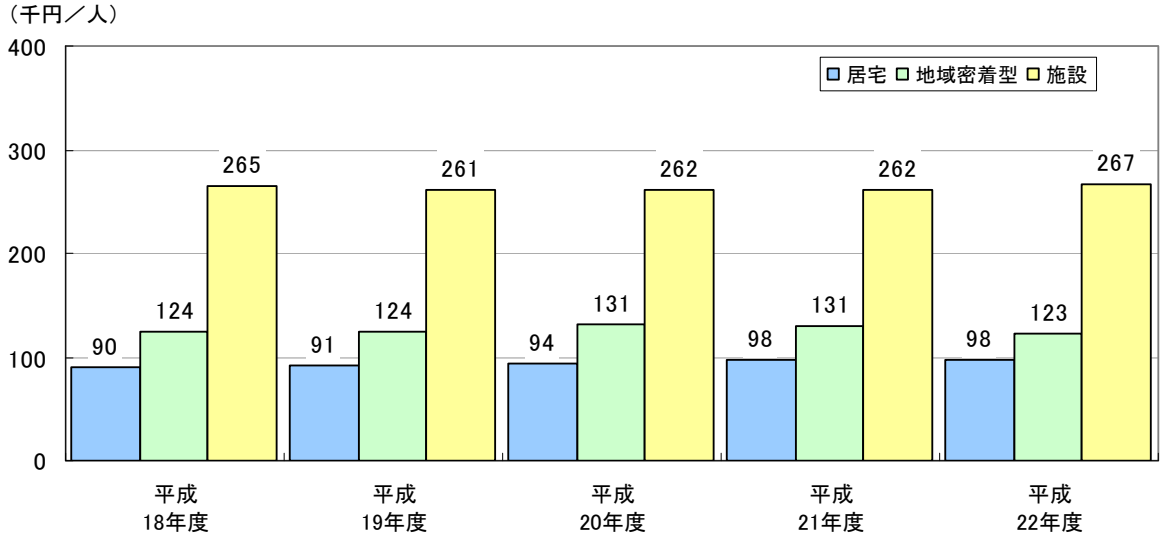

３．推計の手順

平成 24 年度から 26 年度における各サービスの見込み量や給付費については、これまでの人口や認定者数の実績、給付実績などから、おおむね以下の手順で推計を行っています。

①人口（被保険者数）推計

▼

②認定者数推計＝人口推計結果×性別・年齢別認定率

▼

③施設・居住系サービス利用者数推計＝給付実績から、見込み利用者数設定

▼

④居宅サービス等利用対象者数推計＝認定者数－施設・居住系サービス利用者数

▼

⑤居宅サービス等受給者数推計＝居宅サービス等利用対象者数×サービス受給率

▼

⑥居宅サービス等見込み量推計＝居宅サービス等需給者数×各サービス利用率

▼

⑦給付費推計＝居宅サービス等見込み量×平均給付費

４．サービス利用者数の推計

（１）施設・居住系サービス

①介護保険施設サービス

利用実績を勘案して、計画期間における月当たりの利用者数を推計します。

国の指針によれば、平成 26 年度において、介護３施設及び地域密着型介護老人福祉施設の利用は要介護２以上の方について見込むものとし、利用者数に占める要介護４及び要介護５の方の割合を 70%以上とすることを目標とすることになっています。昭島市の利用者数に占める要介護４及び要介護５の方の割合については、平成 26 年度までには 70%以上となることを目標にしています。

図表　介護保険３施設の利用者数の実績及び見込み（人/月）

区　分		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
施設利用者数		752	779	780	811	831	881
介護老人福祉施設		415	417	441	472	492	542
	要介護１	22	23	24	19	12	8
	要介護2	66	53	60	57	50	46
	要介護3	121	117	113	110	108	108
	要介護4	122	126	131	158	181	217
	要介護5	84	98	113	128	141	163
介護老人保健施設		269	289	270	270	270	270
	要介護１	27	33	37	32	25	18
	要介護2	60	54	45	38	32	25
	要介護3	77	83	67	63	60	56
	要介護4	79	78	79	90	98	108
	要介護5	26	41	42	47	55	63
介護療養型医療施設		73	73	69	69	69	69
	要介護１	0	1	0	0	0	0
	要介護2	1	1	0	0	0	0
	要介護3	9	11	7	5	4	3
	要介護4	23	22	18	19	19	20
	要介護5	40	38	44	45	46	46
要介護4･5の数		374	403	427	487	540	617
要介護4･5の割合		49.7%	51.7%	54.7%	60.0%	65.0%	70.0%

②居住系サービス

特定施設入居者生活介護及び地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護については、利用実績や施設の利用見込み等を勘案して月当たりの利用者数を推計します。

図表　居住系サービス利用者数の実績及び見込み（人/月）

区　分		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
居住系 サービス利用者数		134	138	146	151	157	163
特定施設入居者生活介護		103	106	112	117	122	127
	要支援 1	6	5	8	9	10	11
	要支援2	7	5	5	5	6	7
	要介護 1	27	31	25	27	29	30
	要介護2	21	24	22	22	23	23
	要介護3	16	14	18	18	17	17
	要介護4	15	11	21	22	22	23
	要介護5	11	16	13	14	15	16
認知症対応型共同生活介護		31	32	34	34	35	36
	要支援 1						
	要支援2	0	0	0	0	0	0
	要介護 1	3	4	6	6	7	7
	要介護2	8	6	3	3	3	3
	要介護3	12	14	14	14	13	13
	要介護4	7	7	8	8	9	9
	要介護5	1	1	3	3	3	4
施設･居住系 サービス利用者数		886	917	942	962	998	1,044

（２）居宅サービス等利用者数の推計

認定者数から施設・居住系サービスの利用者を減じさらに、標準的居宅サービス等受給率をかけることにより標準的居宅サービス等受給者数を算出します。

図表　居宅サービス等利用者数の実績及び見込み（人/月）

要介護度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
要支援1	159	174	211	251	296	343
要支援2	221	243	295	343	397	452
要介護1	517	563	615	689	771	849
要介護2	480	516	505	489	472	450
要介護3	370	369	357	341	325	301
要介護4	189	184	191	214	226	227
要介護5	110	129	131	148	169	189
総数	2,046	2,178	2,305	2,475	2,656	2,811

５．居宅サービス（予防・介護給付）

第５期計画期間における居宅サービス・介護予防サービスの利用見込み量は、第４期計画期間の実績等を基に、以下のとおり見込んでいます。

（１）介護予防訪問介護・訪問介護

訪問介護は、在宅の要介護者等に対して、ホームヘルパー等が家庭を訪問し、身体介護や家事援助などを行うサービスです。本市においても多くの利用があります。

平成 23 年度のこれまでの利用実績は、予防給付・介護給付いずれも伸びています。

今後も要介護・要支援認定者数の増加に合わせて利用者数が増加する前提でサービス見込み量を算出しています。

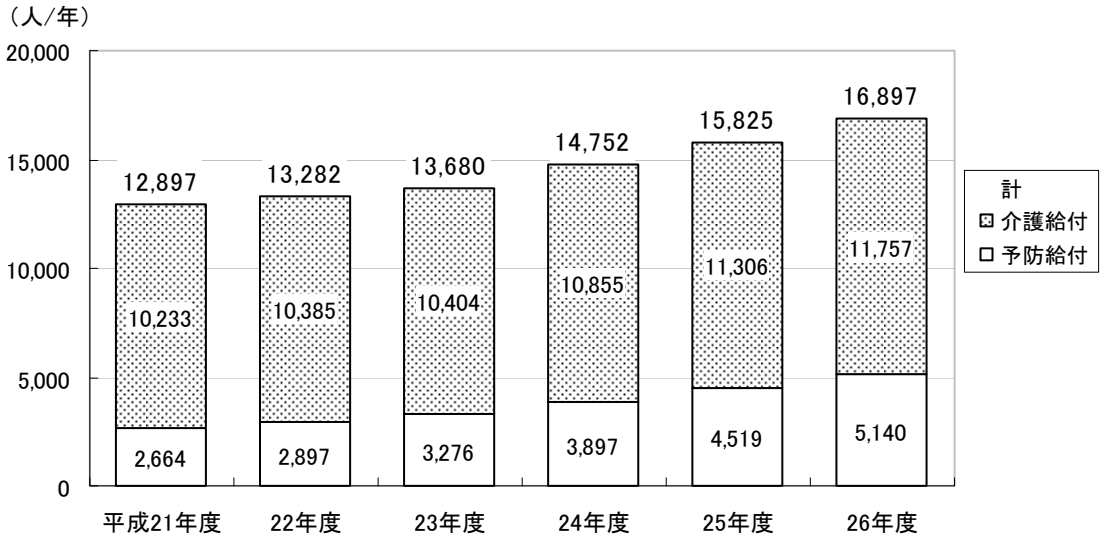

区分	単位	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
介護予防訪問介護	人／年	2, 664	2, 897	3, 276	3, 897	4, 519	5, 140
訪問介護	人／年	10, 233	10, 385	10, 404	10, 855	11, 306	11, 757
	回／年	166, 948	173, 931	181, 423	187, 964	194, 504	201, 044
計	人／年	12, 897	13, 282	13, 680	14, 752	15, 825	16, 897

注１：小数点以下を合計する端数処理の関係で、合計値が合わない場合がある（以下同じ。）。
注２：23 年度は実績見込み（以下同じ。）

（２）介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

訪問入浴介護は、寝たきりなどの理由で自宅のお風呂での入浴が困難な在宅の要介護者等に対して、移動浴槽を運び込み、入浴介護を行うサービスです。

比較的重度者の利用が多くなっており、予防給付の実績はありません。

平成 23 年度のサービス利用量は減少となる見込みですが、24 年度以降は緩やかな伸びを見込んでいます。

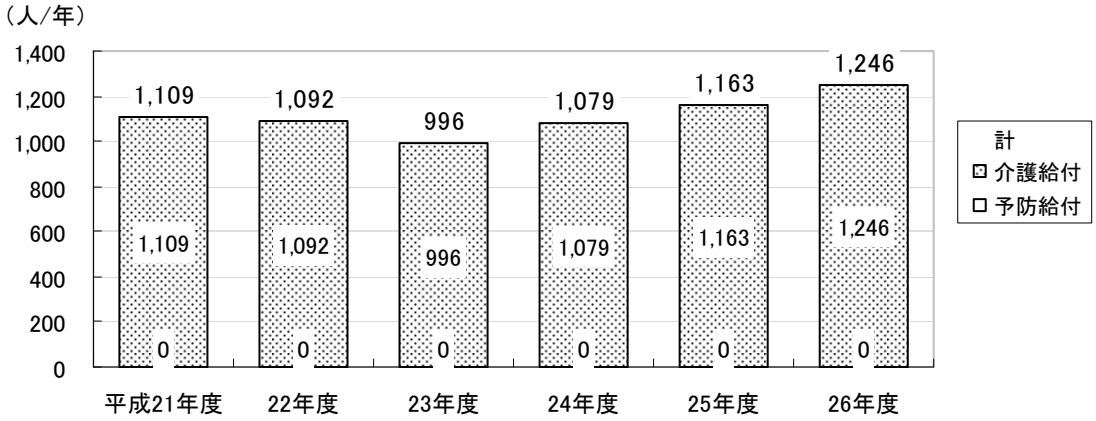

区分	単位	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
訪問入浴介護	人／年	1, 109	1, 092	996	1, 079	1, 163	1, 246
	回／年	5, 255	5, 025	4, 548	4, 952	5, 355	5, 759

（３）介護予防訪問看護・訪問看護

訪問看護は、在宅の要介護者等に対して、看護師などが家庭を訪問し、床ずれの処置などの看護を行うサービスです。

利用状況は、平成 23 年度に予防給付を合わせて 3,492 人と伸びる見込みとなっています。

今後も平成 23 年度の利用率を前提に、緩やかなサービス量の伸びを見込んでいます。

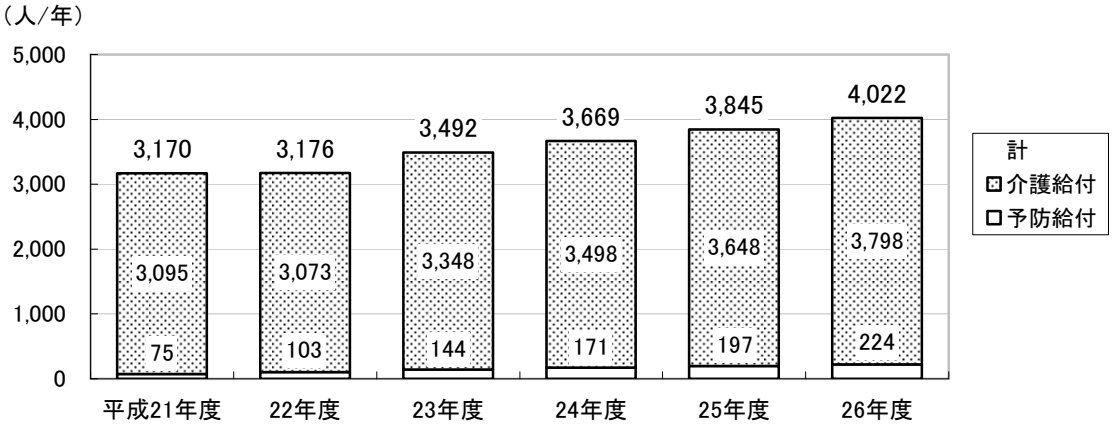

区分	単位	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
介護予防訪問看護	人／年	75	103	144	171	197	224
	回／年	264	465	540	639	738	837
訪問看護	人／年	3, 095	3, 073	3, 348	3, 498	3, 648	3, 798
	回／年	15, 557	16, 016	17, 208	18, 017	18, 826	19, 635
計	人／年	3, 170	3, 176	3, 492	3, 669	3, 845	4, 022

（４）介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、在宅の要介護者等に対し、理学療法士、作業療法士などが家庭を訪問し、理学療法、作業療法などのリハビリを提供するサービスです。

利用状況は、平成 23 年度に予防給付を合わせて 1,440 人と伸びる見込みになっています。

今後も現在程度の利用率を前提に、緩やかなサービス量の伸びを見込んでいます。

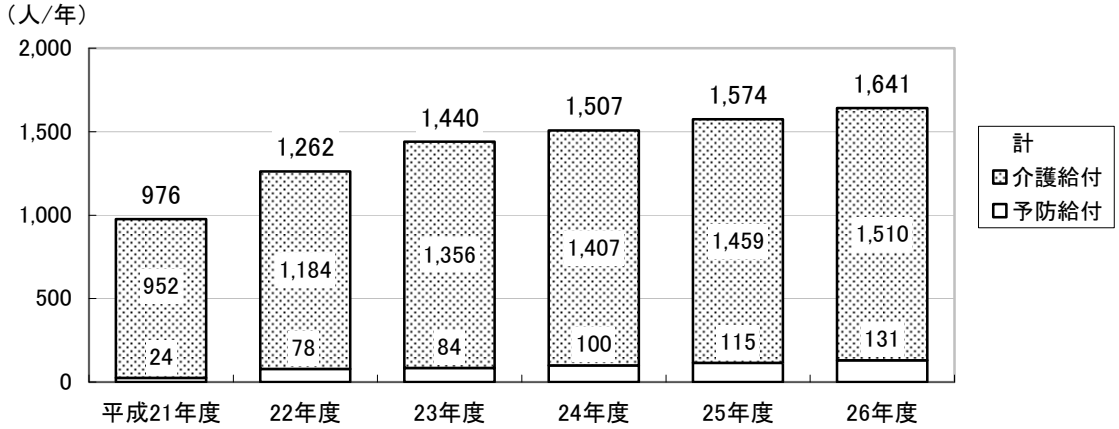

区分	単位	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
介護予防訪問 リハビリテーション	人／年	24	78	84	100	115	131
	回／年	154	688	744	880	1, 017	1, 153
訪問 リハビリテーション	人／年	952	1, 184	1, 356	1, 407	1, 459	1, 510
	回／年	9, 040	12, 214	12, 720	13, 252	13, 784	14, 316
計	人／年	976	1, 262	1, 440	1, 507	1, 574	1, 641

（５）介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

平成 23 年度のサービス利用見込みは、予防給付を含めて 4,596 人で、22 年度に比べて若干減少しています。

今後は、現状程度の利用率を前提に緩やかなサービス量の伸びを見込んでいます。

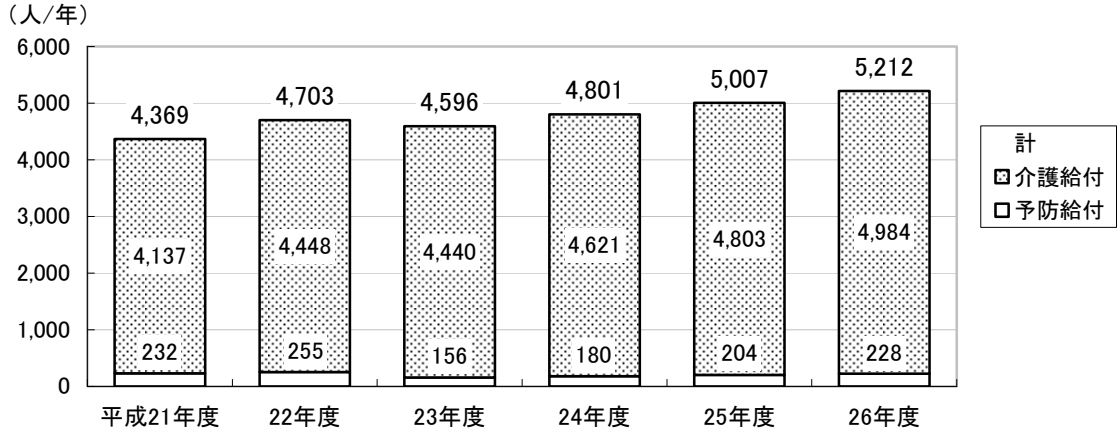

区分	単位	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
介護予防 居宅療養管理指導	人／年	232	255	156	180	204	228
居宅療養管理指導	人／年	4, 137	4, 448	4, 440	4, 621	4, 803	4, 984
計	人／年	4, 369	4, 703	4, 596	4, 801	5, 007	5, 212

（６）介護予防通所介護・通所介護

通所介護は、在宅の要介護者等がデイサービスセンターに日帰りで通い、入浴や食事などの介護を受けるサービスです。

平成 23 年度のこれまでの利用実績は、予防給付・介護給付いずれも 22 年度と比べて大きく伸びています。

今後も増加基調が続くものと見込んでいます。

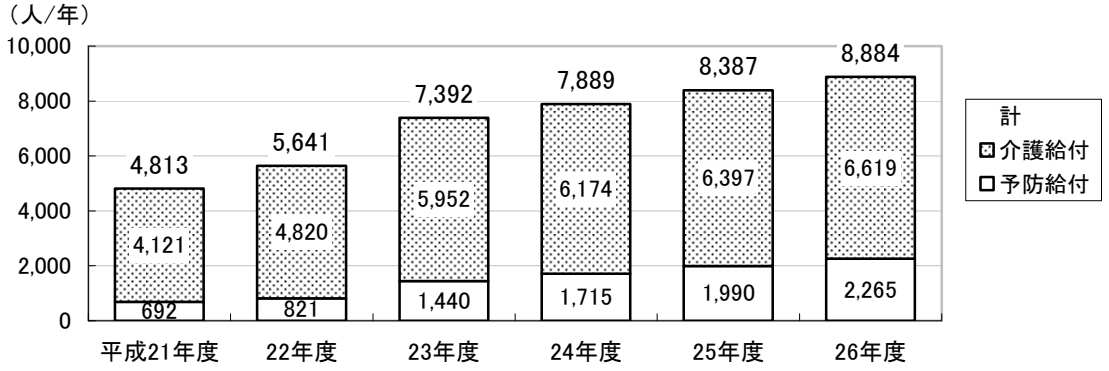

区分	単位	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
介護予防通所介護	人／年	692	821	1, 440	1, 715	1, 990	2, 265
通所介護	人／年	4, 121	4, 820	5, 952	6, 174	6, 397	6, 619
	回／年	36, 133	41, 066	53, 700	55, 463	57, 226	58, 989
計	人／年	4, 813	5, 641	7, 392	7, 889	8, 387	8, 884

（７）介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、在宅の要介護者等が介護老人保健施設や病院、診療所等に日帰りで通所し、食事や入浴の介護や、理学療法、作業療法などのリハビリを受けるサービスです。

平成 23 年度のこれまでの利用実績は、予防給付・介護給付いずれも伸びていますが、特に介護給付の伸びが顕著となっています。

今後も、現状程度の利用率を前提にサービス量の伸びを見込んでいます。

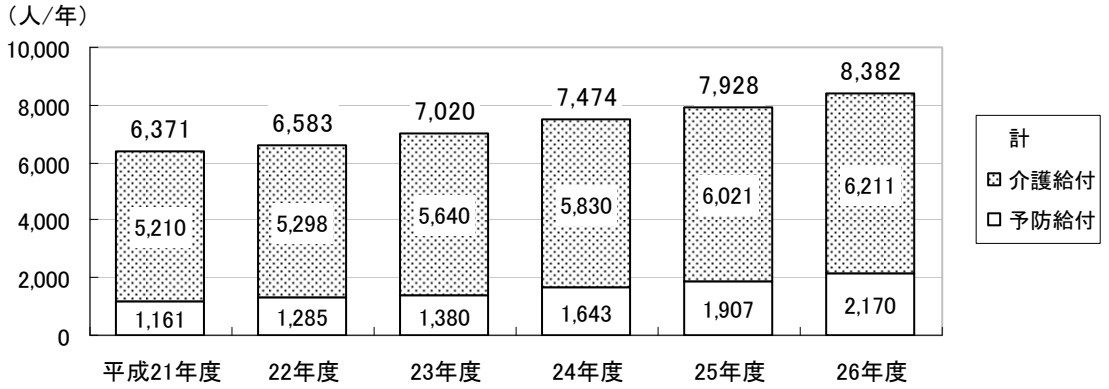

区分	単位	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
介護予防通所 リハビリテーション	人／年	1, 161	1, 285	1, 380	1, 643	1, 907	2, 170
通所 リハビリテーション	人／年	5, 210	5, 298	5, 640	5, 830	6, 021	6, 211
	回／年	38, 219	38, 567	41, 949	43, 175	44, 401	45, 627
計	人／年	6, 371	6, 583	7, 020	7, 474	7, 928	8, 382

（８）介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護

短期入所生活介護は、在宅の要介護者等が１日から数日間特別養護老人ホームに入所して介護を受けるサービスです。

平成 23 年度は、予防給付を含めて 2,052 人の実績見込みで、予防給付が減少している一方で介護給付が大きく伸びています。

今後は緩やかなサービス量の伸びを見込んでいます。

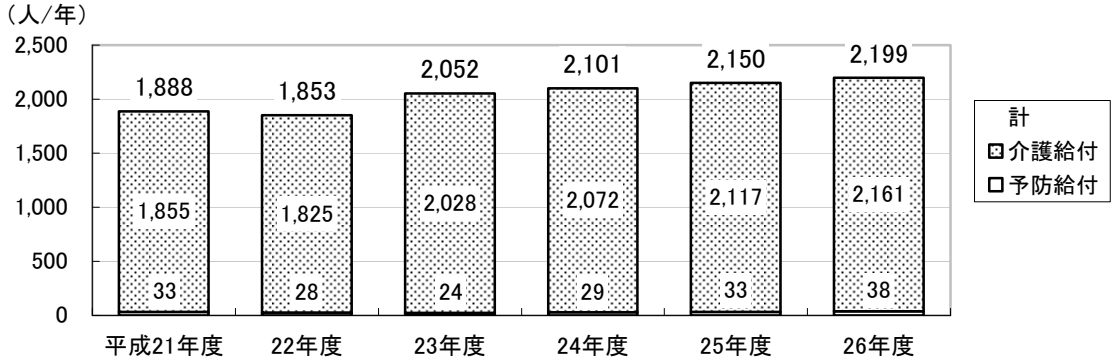

区分	単位	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
介護予防 短期入所生活介護	人／年	33	28	24	29	33	38
	日／年	232	201	180	212	245	277
短期入所生活介護	人／年	1, 855	1, 825	2, 028	2, 072	2, 117	2, 161
	日／年	15, 792	15, 967	18, 432	18, 767	19, 102	19, 436
計	人／年	1, 888	1, 853	2, 052	2, 101	2, 150	2, 199

（９）介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護

短期入所療養介護は、医療的なケアが必要な要介護者等が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療サービスを受けるものです。

平成 23 年度は予防給付を含めて 732 人の実績見込みで、予防給付・介護給付ともに大きく伸びていますが、今後は緩やかなサービス量の伸びを見込んでいます。

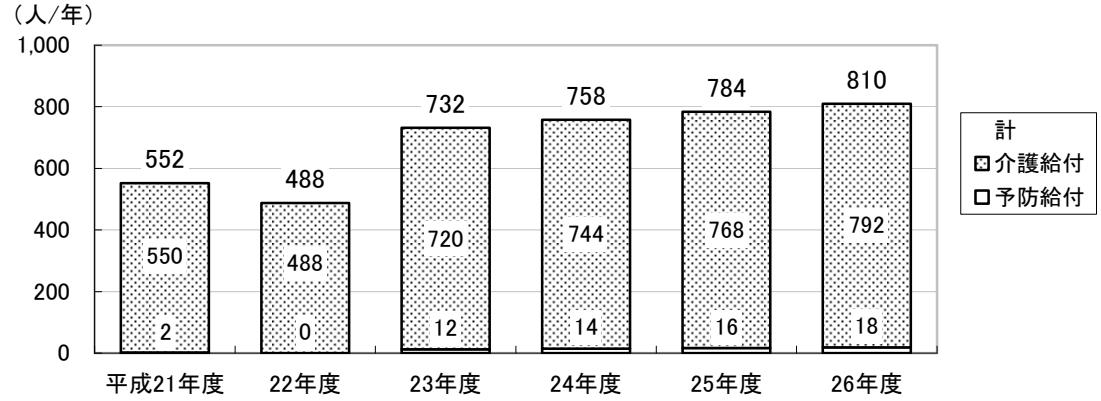

区分	単位	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
介護予防 短期入所療養介護	人／年	2	0	12	14	16	18
	日／年	10	0	84	99	114	129
短期入所療養介護	人／年	550	488	720	744	768	792
	日／年	4, 438	4, 158	5, 604	5, 819	6, 033	6, 248
計	人／年	552	488	732	758	784	810

（10）介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームやケアハウス等において、施設内で行われた介護サービスが介護保険の適用を受けるサービスです。

平成 23 年度は予防給付も含めて 1,344 人の実績見込みで、22 年度と比べて伸びています。

今後も緩やかなサービス量の伸びを見込んでいます。

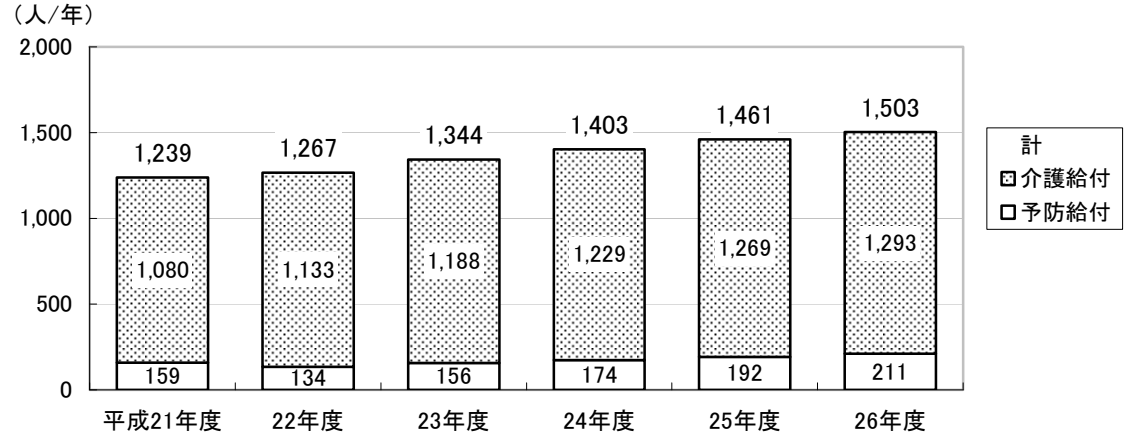

区分	単位	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
介護予防 特定施設入居者生活介護	人／年	159	134	156	174	192	211
特定施設入居者生活介護	人／年	1, 080	1, 133	1, 188	1, 229	1, 269	1, 293
計	人／年	1, 239	1, 267	1, 344	1, 403	1, 461	1, 503

（11）介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

福祉用具貸与は、車いす、特殊寝台等の介護用具を貸し出すサービスです。

平成 23 年度は予防給付も含めて 12,816 人の実績見込みで、22 年度と比べて伸びています。

今後も緩やかなサービス量の伸びを見込んでいます。

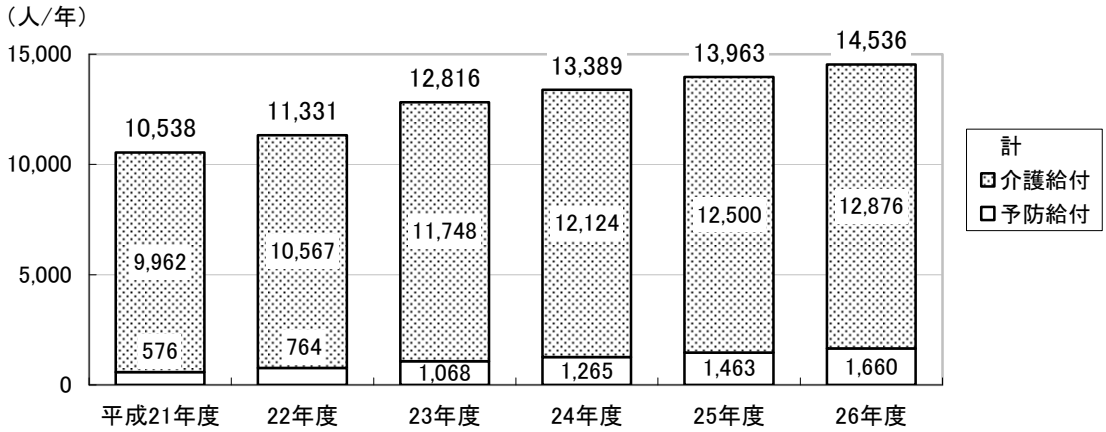

区分	単位	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
介護予防 福祉用具貸与	人／年	576	764	1, 068	1, 265	1, 463	1, 660
福祉用具貸与	人／年	9, 962	10, 567	11, 748	12, 124	12, 500	12, 876
計	人／年	10, 538	11, 331	12, 816	13, 389	13, 963	14, 536

（12）特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売

福祉用具販売は、腰掛便座や特殊尿器、入浴補助用具等、特定の福祉用具を購入した場合に購入費の一部が支給されるものです。

平成 23 年度は予防給付を含めて 540 人の実績見込みで、22 年度と比較して伸びています。

今後もサービス量の伸びを見込んでいます。

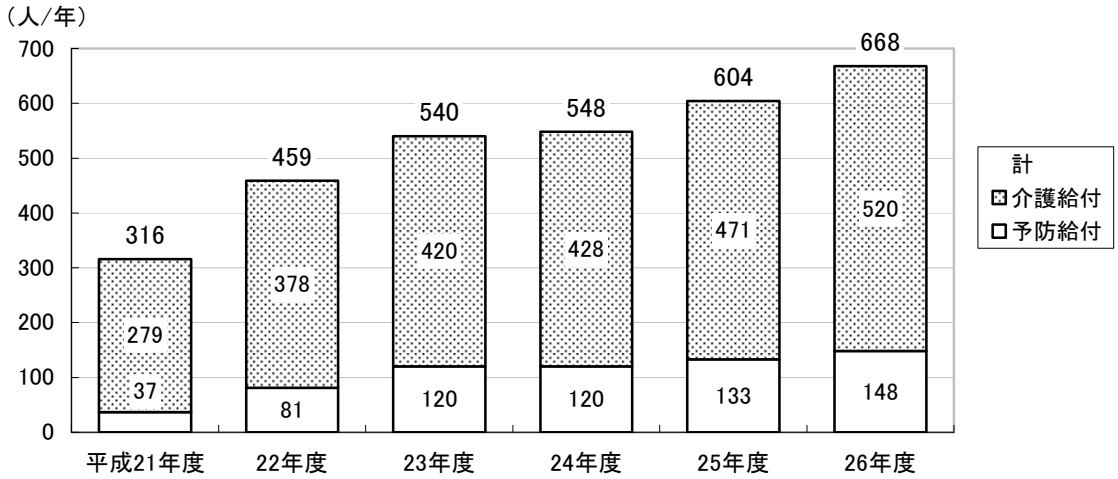

区分	単位	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
特定介護予防福祉用具販売	人／年	37	81	120	120	133	148
特定福祉用具販売	人／年	279	378	420	428	471	520
計	人／年	316	459	540	548	604	668

（13）住宅改修

居宅の要介護者等に住宅の段差解消や便所・浴室等の改修費を支給するサービスです。

平成 23 年度に全体で 288 人の実績見込みで、利用者数はほぼ横ばいになっています。

今後はサービス量の伸びを見込んでいます。

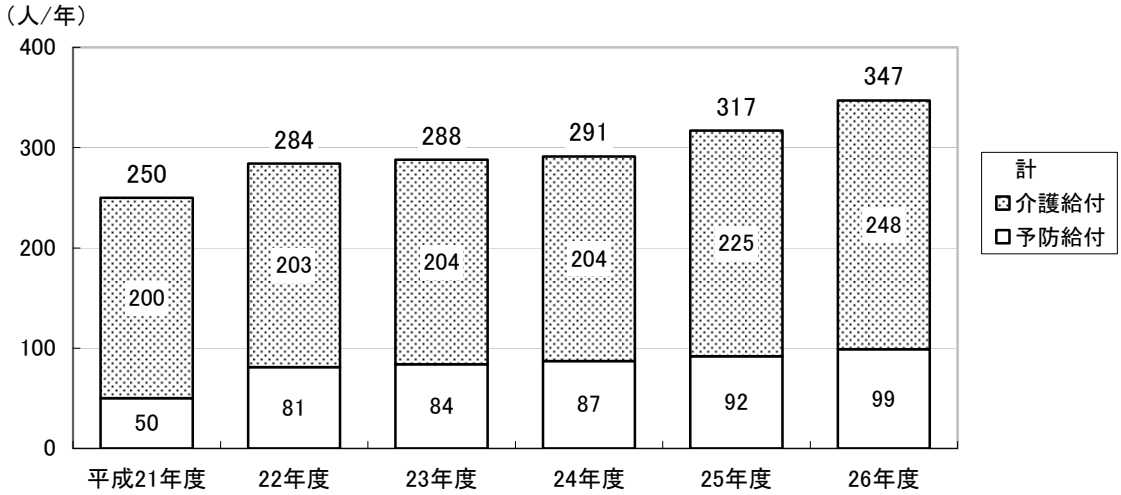

区分	単位	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
介護予防住宅改修	人／年	50	81	84	87	92	99
住宅改修	人／年	200	203	204	204	225	248
計	人／年	250	284	288	291	317	347

（14）介護予防支援・居宅介護支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）による介護サービス計画（ケアプラン）の作成とともに、在宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者との連絡・調整を行うサービスです。

平成 23 年度は予防給付を含めて 26,748 人の実績見込みで、22 年度に比べて伸びています。

今後も現状程度の伸びが続く前提で、サービス量を見込んでいます。

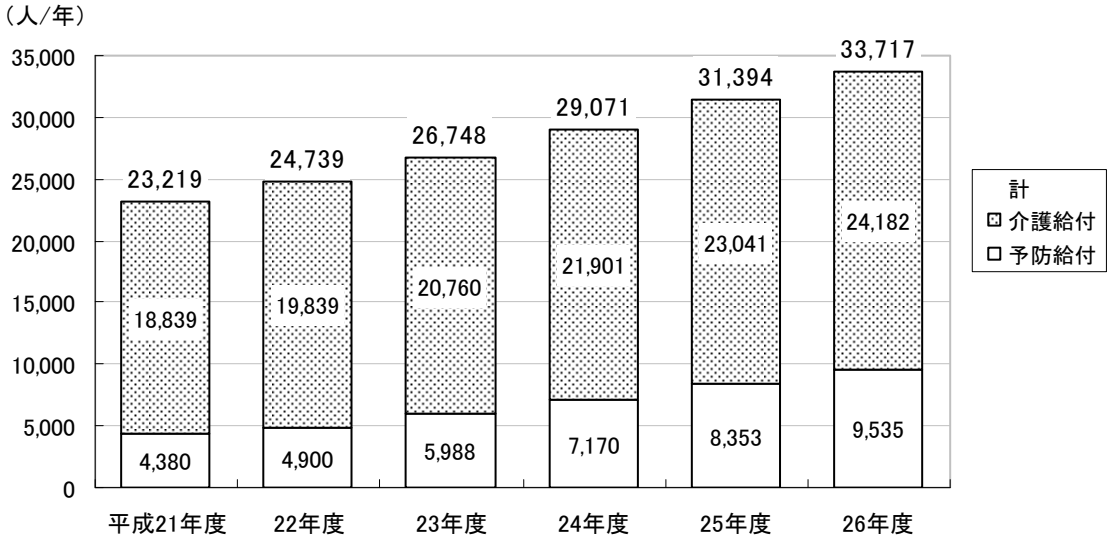

区分	単位	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
介護予防支援	人／年	4, 380	4, 900	5, 988	7, 170	8, 353	9, 535
居宅介護支援	人／年	18, 839	19, 839	20, 760	21, 901	23, 041	24, 182
計	人／年	23, 219	24, 739	26, 748	29, 071	31, 394	33, 717

６．地域密着型サービス（予防・介護給付）

地域密着型サービスは、認知症やひとり暮らしの高齢者の増加を背景に、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、平成 18 年度から創設されたサービス類型で、要介護者の日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されるべきサービスのことです。ただし、同一市町村内であれば要介護者の日常生活圏域外のサービスも受けることができます。

地域密着型サービスについては、保険者たる市町村がサービス事業者の指定権限を有し、市町村は、一定の範囲内で指定基準及び報酬の変更を行うことができます（報酬については今回の改正により、全国一律の介護報酬額を上回る報酬を設定可能）。

創設時の地域密着型サービスとしては、①夜間対応型訪問介護、②認知症対応型通所介護、③小規模多機能型居宅介護、④認知症対応型共同生活介護、⑤地域密着型特定施設入居者生活介護、⑥地域密着型介護老人福祉施設の６種類でしたが、今回の制度改正により新たに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「複合型サービス」の２種類が創設されています。

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は以下のイメージ図のように、24 時間体制で在宅生活を支えるサービスとなっています。本市では、平成 22 年度より、近隣市に所在する「夜間対応型訪問介護事業所」を近隣市の同意を得て事業所指定を行い、市民の利用ができるように努めましたが、利用者数はごく僅かであることから、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の導入については、本市だけの利用状況で安定的な事業所運営及びサービス提供が可能かどうかを慎重に見極める必要があり、事業者の誘導方法や事業者指定について慎重に検討していくこととします。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護イメージ

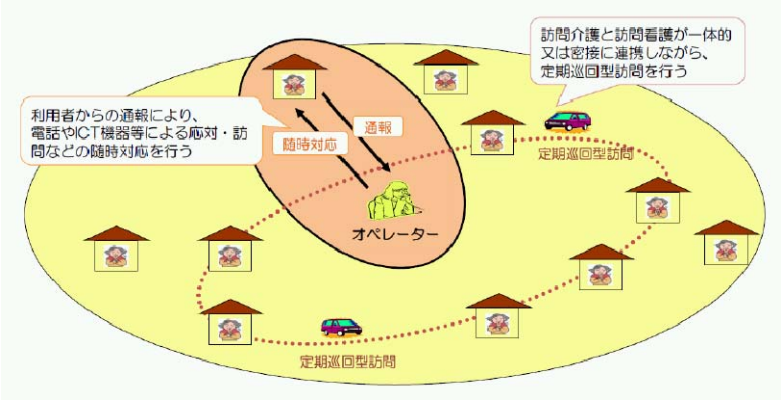

社会保障審議会介護給付費分科会資料より

「複合型サービス」は小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスで、本市においては、これまでベースとなる小規模多機能型居宅介護事業への事業者の参入が無いことから、第４期に引き続き小規模多機能型居宅介護１事業所の開設を誘導していくことと併せ、「複合型サービス」の導入について検討していきます。

（１）夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問で、また通報に応じて介護福祉士などが要介護者の居宅を訪問し、介護や緊急時の対応を行うサービスです。

平成 23 年度に 108 人の実績見込みで、22 年度に比べて大きく伸びています。

今回の制度改正で、新たなサービスとして定期巡回・随時対応型訪問介護看護も創設されていますが、今後は緩やかなサービス量の伸びを見込んでいます。

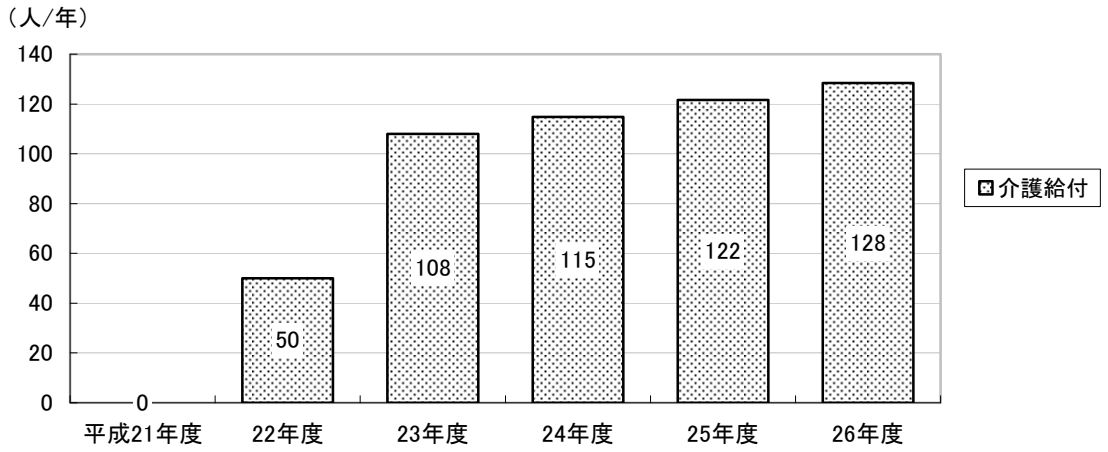

区分	単位	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
夜間対応型訪問介護	人／年	0	50	108	115	122	128

（２）介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

通所介護について、認知症専用単独型もしくは特別養護老人ホーム等への併設型として、認知症高齢者に対するサービスを提供するものです。

平成 23 年度に全体で 1,620 人の実績見込みで、22 年度に比べてわずかながら伸びています。

今後も、現状とほぼ同程度のサービス量を見込んでいます。

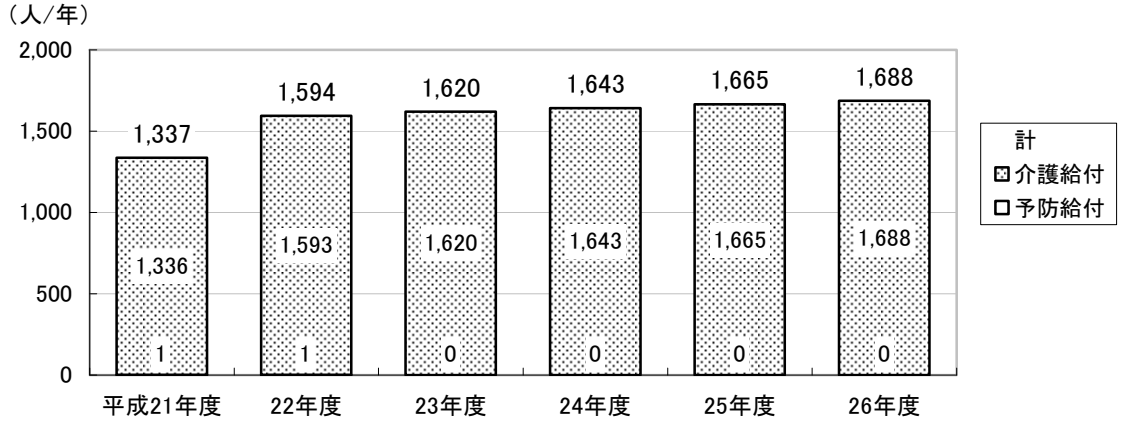

区分	単位	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
介護予防認知症対応型通所介護	人／年	1	1	0	0	0	0
	回／年	5	2	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	人／年	1, 336	1, 593	1, 620	1, 643	1, 665	1, 688
	回／年	12, 447	14, 309	14, 799	14, 958	15, 116	15, 275
計	人／年	1, 337	1, 594	1, 620	1, 643	1, 665	1, 688

（３）介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供するものです。

平成 23 年度までは事業所がなかったこともあり、利用実績はありません。

今後、１事業所の開設を誘導し、平成 26 年度に定員を満たす利用がある前提でサービス量を見込んでいます。

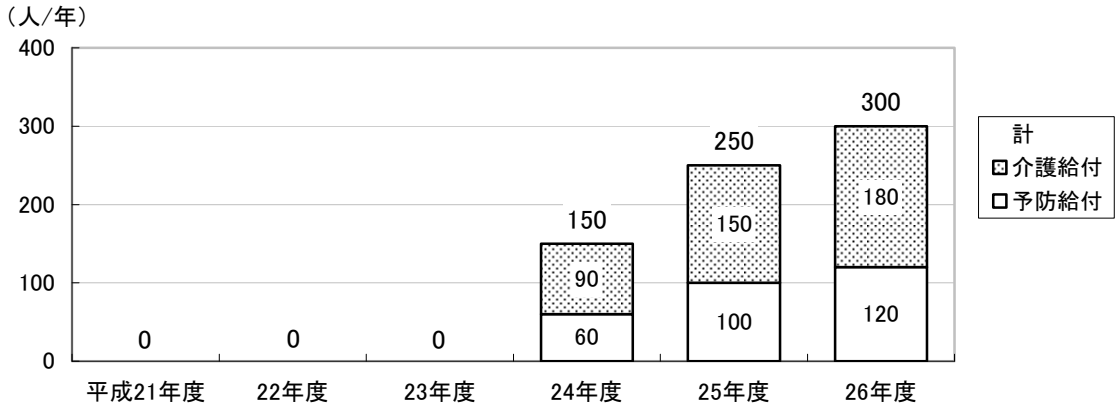

区分	単位	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
介護予防小規模多機能型居宅介護	人／年	0	0	0	60	100	120
小規模多機能型居宅介護	人／年	0	0	0	90	150	180
計	人／年	0	0	0	150	250	300

（４）介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者等が生活支援を受けながら共同生活する施設であるグループホームにおいて、施設内で行われた介護サービスが介護保険の適用を受けるものです。

平成 23 年度に全体で 408 人の実績見込みで、22 年度に比べて伸びています。

今後は、現状とほぼ同程度のサービス量を見込んでいます。

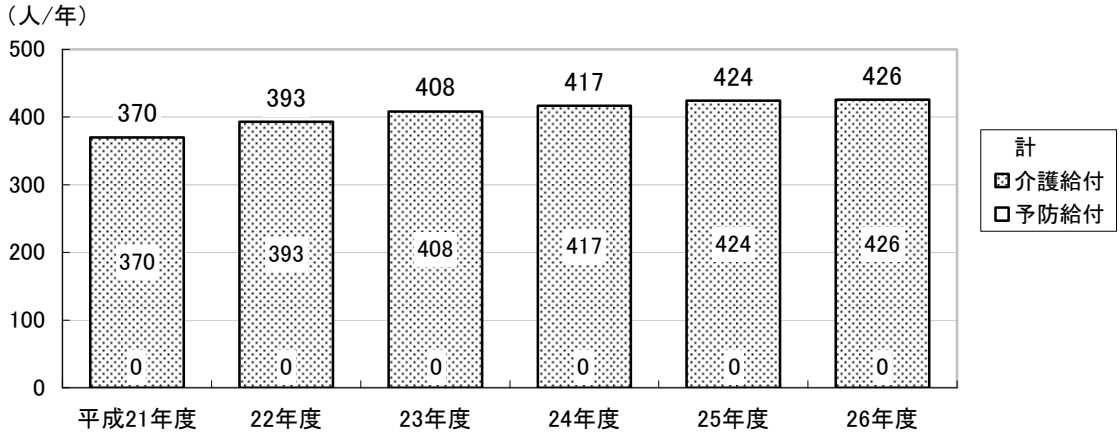

区分	単位	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
認知症対応型共同生活介護	人／年	370	393	408	417	424	426

７．施設サービス

（１）介護老人福祉施設

常時介護が必要な高齢者が入所し、食事、入浴等の介護、機能訓練、健康管理等のサービスを受ける施設です。

平成 23 年度に全体で 5,292 人の実績見込みとなっており、22 年度に比べて利用者数が４％伸びています。

また、特別養護老人ホームへの入所申込者数は、平成 22 年 10 月調査では、456 人となっています。平成 23 年度に国の研究機関が行った調査では、「即入居が必要な申込者は１割で、将来の不安から申し込む方が多い」と報告されています。

本市の申込者のうち在宅で介護を受けている介護度４・５の重度の方は 59 人（12.9%）であり、施設利用の必要性が高いと判断しています。第５期事業計画期間に１施設を整備し、即入居が必要な待機者の解消に努めていきます。

サービス量の見込みについては、平成 26 年度に１施設が市内に新設されることを前提に、利用者数の増加を見込んでいます。

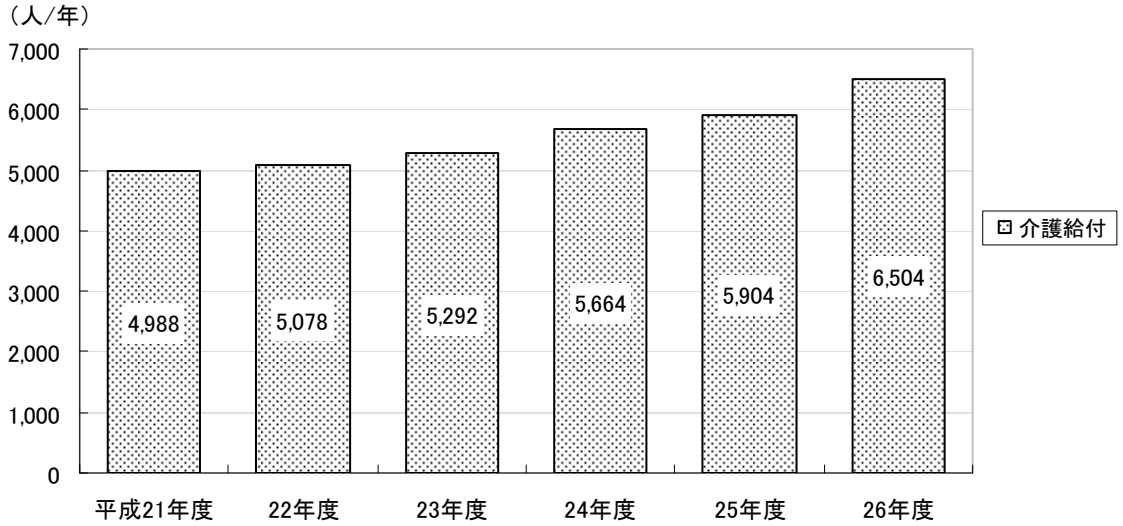

区分	単位	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
介護老人福祉施設	人／年	4, 988	5, 078	5, 292	5, 664	5, 904	6, 504

（２）介護老人保健施設

病院で治療が終わった安定期の高齢者が入所し、在宅復帰を目指したリハビリや看護、介護などのサービスを受ける施設です。

平成 23 年度に全体で 3,240 人の実績見込みとなっており、22 年度に比べて若干減少しています。

今後は、現状と同程度のサービス量を見込んでいます。

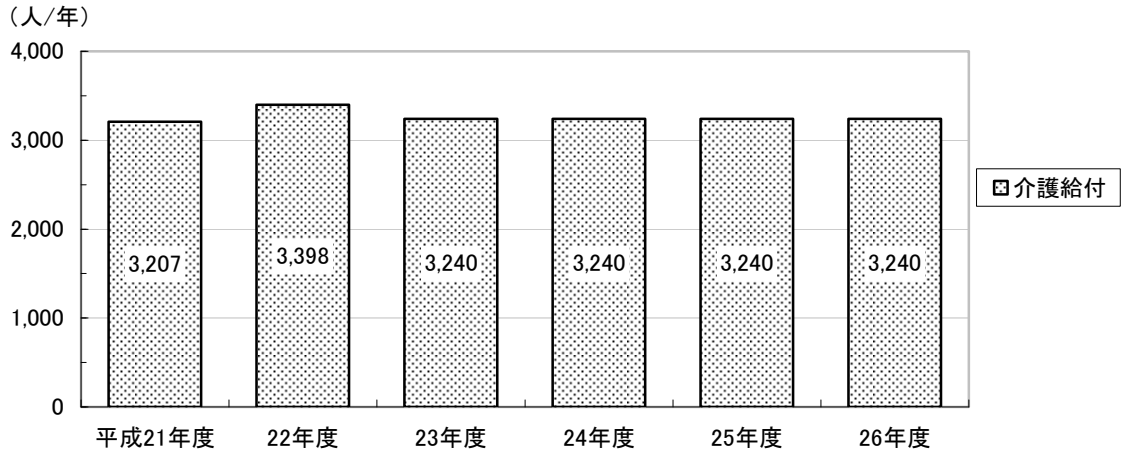

区分	単位	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
介護老人保健施設	人／年	3, 207	3, 398	3, 240	3, 240	3, 240	3, 240

（３）介護療養型医療施設

長期にわたり療養を必要とする高齢者や慢性期に至った認知症高齢者等の要介護者が入所し、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練やその他必要な医療を受ける施設です。

平成 23 年度に全体で 828 人の実績見込みとなっていますが、22 年度に比べて若干減少しています。

平成 29 年度末に廃止される施設サービスですが、現状で施設の転換が進んでいないことから、今期計画期間内は現状程度の利用が続く前提でサービス量を見込んでいます。

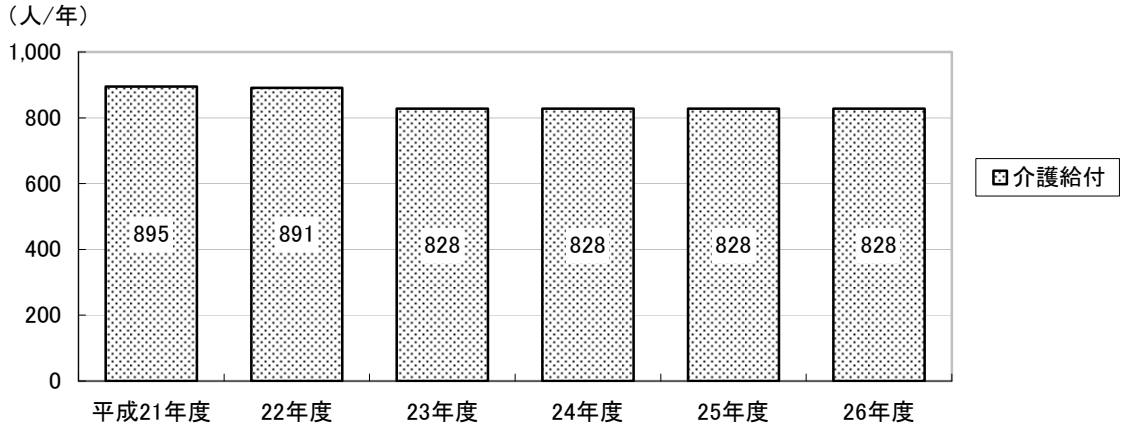

区分	単位	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
介護療養型医療施設	人／年	895	891	828	828	828	828

８．市町村特別給付

市町村特別給付は、要支援・要介護者に対して、市町村が条例で定める市町村独自の保険給付であり、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資することを目的とします。

財源は第１号被保険者の保険料となることから、計画期間内で市町村特別給付に関する事業は見込まないことにしました。

９．給付費の見込み

介護給付費、予防給付費の各サービス見込量に、１回あたりの給付費、介護報酬改定率及び地域区分単価などを乗じて、計画期間内で必要となる介護費用を算出しました。

この介護費用に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等、審査支払手数料を加えた標準給付費見込額は３年間で約 202 億円と見込みました。

■介護給付費　（単位：千円）

種　類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅サービス			
訪問介護	628,552	651,452	674,291
訪問入浴介護	61,694	66,726	71,757
訪問看護	143,232	149,865	156,497
訪問リハビリテーション	40,692	42,339	43,986
居宅療養管理指導	23,633	24,448	25,262
通所介護	475,347	488,801	502,255
通所リハビリテーション	386,945	395,800	404,656
短期入所生活介護	167,318	170,704	174,089
短期入所療養介護	64,124	66,490	68,855
特定施設入居者生活介護	251,650	259,554	264,284
福祉用具貸与	179,634	185,644	191,653
特定福祉用具販売	12,500	13,785	15,202
地域密着型サービス			
夜間対応型訪問介護	3,198	3,447	3,696
認知症対応型通所介護	165,400	167,136	168,872
小規模多機能型居宅介護	17,501	28,886	35,001
認知症対応型共同生活介護	111,829	113,895	114,381
住宅改修	17,058	19,000	19,549
居宅介護支援	351,275	369,261	387,247
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	1,467,708	1,529,841	1,679,841
介護老人保健施設	908,502	908,502	908,502
介護療養型医療施設	305,095	305,095	305,095
介護給付費計	5,782,887	5,960,641	6,214,973

■予防給付費　（単位：千円）

種　類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防サービス			
介護予防訪問介護	71,399	82,725	94,052
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	4,828	5,569	6,311
介護予防訪問リハビリテーション	2,679	3,093	3,508
介護予防居宅療養管理指導	1,787	2,073	2,360
介護予防通所介護	59,793	69,189	78,584
介護予防通所リハビリテーション	63,995	74,049	84,103
介護予防短期入所生活介護	1,270	1,463	1,656
介護予防短期入所療養介護	796	916	1,036
介護予防特定施設入居者生活介護	15,920	17,600	19,176
介護予防福祉用具貸与	6,259	7,220	8,180
特定介護予防福祉用具販売	2,465	2,739	3,043
地域密着型サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,751	6,386	7,502
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防住宅改修	6,500	6,934	7,397
介護予防支援	35,538	41,401	47,264
予防給付費計	276,979	321,357	364,173

■標準給付費見込額　（単位：千円）

種類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	計
介護＋予防給付費	6,059,866	6,281,998	6,579,146	18,921,010
特定入所者介護サービス費	254,405	263,730	276,205	794,340
高額介護サービス費	126,235	130,862	137,052	394,149
高額医療合算介護サービス費等	13,314	13,802	14,455	41,571
審査支払手数料	9,593	10,226	10,900	30,719
標準給付費見込額	6,463,413	6,700,618	7,017,758	20,181,789

注：千円未満を切り捨てているため、合計が合わない場合がある（以下同じ。）。

10. 地域支援事業

地域支援事業は、高齢者が要介護状態等になることを予防し、たとえ要介護状態になった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。地域支援事業は、必須事業としての介護予防事業と包括的支援事業に加え任意事業の 3 事業からなり、それにかかる経費は介護保険特別会計の収入から支払われています。

また、平成 23 年度の介護保険制度見直しにより「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設され、地域の実情にあわせ、予防給付と生活支援サービスの総合的な事業が、保険者判断により地域支援事業として実施することが可能となりました。

本市では、既に介護予防事業及び保険外サービスを実施していることや地域実情から当面導入は見送り、今後、他保険者の実施状況等を調査・研究していくこととします。

【地域支援事業の構成】

事業費は、給付費の 3%以内

介護予防事業
（法第 115 条の 44 第 1 項 1 号）
○二次予防事業の対象者の把握
○介護予防サービスの提供
○全高齢者を対象とする介護予防事業

包括的支援事業
（法第 115 条の 44 第 1 項 2～5 号）
○介護予防ケアマネジメント事業
○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
○総合相談支援事業
○権利擁護事業

任意事業
（法第 115 条の 44 第 1 項 2～5 号）
○家族介護支援事業、
○介護給付費の適正化事業

【地域支援事業の財源】

地域支援事業に要する経費は、政令により給付見込額の3%が上限とされ、この金額をもとに交付金が交付されます。

介護予防事業については、第1号保険料、第2号保険料、公費で構成されますが、包括的支援事業については、第1号保険料と公費で構成されます。

【財源構成】

介護予防事業

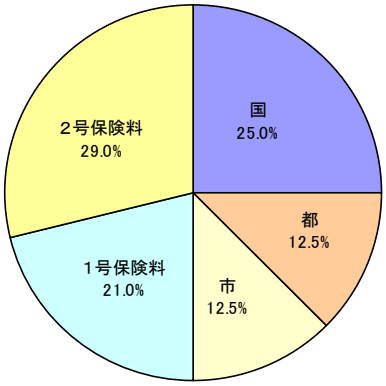

包括的支援・任意事業

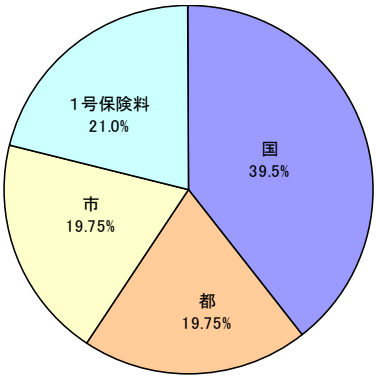

（１）介護予防事業

要支援・要介護状態になるおそれの高い二次予防事業対象者として決定を受けた人を対象とするメニューと、二次予防事業対象者には該当しない元気な高齢者を対象とするメニューがあります。これらの事業を通して被保険者が要支援・要介護状態となることを予防する事業です。

（２）包括的支援事業

地域包括支援センターに配置された保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などの専門職員が協力し、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向け取り組む事業です。

包括的・継続的ケアマネジメントとして、ケアマネジャーのスキルアップ、ケアマネジメントの公正・中立性の確保などを図るため、地域のケアマネジャーをバックアップするとともに、各職種の連携・協働による長期継続ケアの支援が行われます。

（３）任意事業

家族介護支援事業、介護給付費の適正化事業など、地域の実情に応じ、昭島市独自の発想や創意工夫を生かした形態によるサービス提供を行う事業です。

（４）地域支援事業に要する費用額

地域支援事業の費用額は、各年度の保険給付費見込み額に、次に挙げる率を乗じて得た額を地域支援事業交付金の上限とします。

本市における３年間の地域支援事業費は、保険給付費の３％を上限として約 6 億円を見込みました。

■地域支援事業交付金の上限率

区　　分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域支援事業	3%以内	3%以内	3%以内
介護予防事業	2%以内	2%以内	2%以内
包括的支援事業＋任意事業	2%以内	2%以内	2%以内

■地域支援事業の費用額見込　　単位：千円

区　　分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合　　計
地域支援事業	193,615	200,712	210,206	604,533
介護予防事業	76,232	78,212	80,706	235,150
包括的支援事業	116,243	120,000	127,000	363,243
任意事業	1,140	2,500	2,500	6,140

11．日常生活圏域

第４期計画では、地理的条件や人口、交通事情などの社会条件から日常生活圏域を諏訪松中通りで東西に２分し、東部と西部の２圏域に分けてきました。その後平成 22 年度には地域包括支援センターを市内３か所に設置（業務委託）しています。

しかしながら、日常生活圏域を２圏域のまま、もしくは地域包括支援センターの担当区域に合わせた３圏域とすることは、高齢者にとって介護サービス事業所の選択や利用しやすいサービスの提供という面で、必ずしも合理的とはいえない面も出てきています。

日常生活圏域の設定イメージとして概ね 30 分以内で駆けつけられる範囲との例示がありますが、本市では 30 分以内での市内移動が可能で、また高齢者が介護・医療サービスを受けているのも自宅周辺に限らず、市内全域の事業所・機関に及んでいます。

今回実施したニーズ調査でも、地域包括支援センターの担当区域である東部、中部、西部で、高齢者像に顕著な地域差がみられない結果となっています。

さらに、日常生活圏域の設定モデルである中学校区でいえば、昭島市は６中学校区＝６圏域ということになりますが、２～３圏域の場合と同様の問題点が６圏域でもいえます。さらに細分化された６圏域では、既存のサービス基盤の配置のアンバランスが大きく、日常生活圏域の考え方に沿ってそれぞれの圏域単位でサービス基盤を整備するとすれば効率的な事業所配置とならないことが予想されます。

以上のことから、今期計画では、日常生活圏域は１圏域としました。

ただし、高齢者の身近に相談・支援の窓口になる地域包括支援センターがあることは、きめ細かなケアの実現や地域ケアを側面から支える民生委員等との連携等の面では重要であることから、地域包括支援センターの担当区域は日常生活圏域の枠にとらわれず柔軟な対応を図り、地域の高齢者の支援に取り組むこととします。
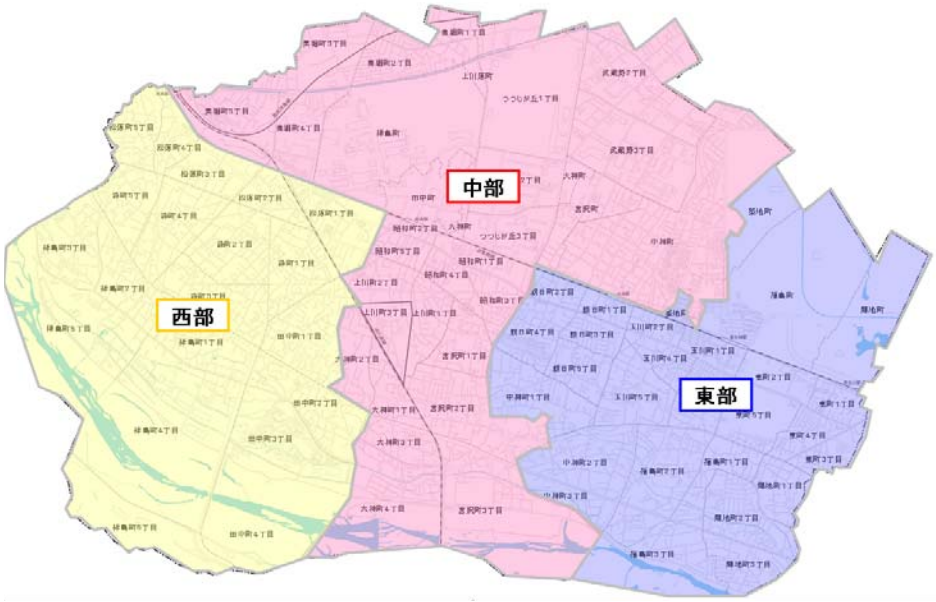
図表　地域包括支援センター担当区域一覧（平成２３年度現在）